別添五十一3・18・2・の次に次を加える。

3.18.3.　可動構成部品が開放された状態のあらゆる固定位置において点灯する別の灯火等を取り付けることにより、3.18.1.及び3.18.2.の基準に適合させる場合においては、別の灯火等は当該灯火等について規定された取付位置、幾何学的視認性及び光度に係る基準に適合するものでなければならない。

3.18.4.　3.18.の灯火等が装置の型式の指定を受けた灯火等であって、相互依存型灯火装置である場合においては、以下のいずれかの条件に適合するものであればよい。

3.18.4.1.　相互依存型灯火装置が可動構成部のみに取り付けられている場合は、3.18.1.の基準を満たすものとする。ただし、当該可動構成部品がいずれかの固定した開放位置にある場合、可動構成部品に取り付けられた当該灯火等について規定された取付位置、幾何学的視認性及び光度の要件を満たした3.18.の機能の別の灯火等を作動させてもよい。

3.18.4.2.　相互依存型灯火装置が固定構成部品と可動構成部品に取り付けられている場合は、「Y」マークの付された相互依存型灯火等は、可動構成部品の全ての固定位置において、当該灯火等について規定された取付位置、外側の幾何学的視認性及び光度の要件を満たすものとする。なお、当該相互依存型灯火等が可動構成部品の全ての固定位置において、当該装置の配光領域に規定した光度値に適合する場合には、内側の幾何学的視認性は満たされたとみなす。

別添五十一3・27・4・の次に次を加える。

3.28.　幾何学的視認性に関する一般規定

3.28.1.　無限遠から観測した際に、灯火等の見かけの表面の任意の部分から出る光の伝播を妨害する障害物が幾何学的視認性に係る角度の内側にあってはならない。ただし、灯火等が、装置の型式の指定を受けた際に幾何学的視認性に係る角度の内側に障害物がある状態で型式の指定を受けたものである場合、自動車に取り付けられていない状態で当該灯火等の性能に係る基準への適合性について試験を行った際に当該基準に適合するものとして認めたものである場合、又は、保安基準第44条第５項の鏡その他の装置により灯火等の幾何学的視認性が妨げられる等自動車の構造により灯火等の幾何学的視認性に係る基準に適合するように灯火等を取り付けることができない場合にあっては、この限りでない。

3.28.2.　灯火等の近傍で測定する場合には、同じ精度を確保するように観測方向を平行移動して測定を行うものとする。

3.28.3.　灯火等を自動車に取り付けた状態において灯火等の見かけの表面の一部が自動車の他の部分で隠れる灯火等にあっては、障害物で隠れない灯火等の部分が、当該装置の型式の指定に係る所定の光度に係る規定に引き続き適合している旨を証明しなければならない（本技術基準別紙１参照）。

3.28.4.　3.28.3.の灯火等の照明部又は反射部の上縁の地上からの高さが750㎜未満となるように取り付けられた灯火等であって、垂直方向下方の幾何学的視認性に係る角度が５°まで狭められるものにあっては、取り付けた光学装置の光度測定領域を水平面より下方５°まで狭めてもよい。

3.28.5.　相互依存型灯火装置の場合においては、当該装置の全ての相互依存型灯火等が同時に点灯している時に幾何学的視認性の要件を満たすものとする。

別添五十一4・9・3・3・ホ「２個の」の下に「種別Ｓ３又はＳ４の」を加え、「、又は１個の種別Ｓ３」を「、１個の種別Ｓ３又はＳ４」に改め、「ずらして」の下に「取り付ける、又は１式の種別Ｓ３又はＳ４の要件を満たす相互依存型灯火装置を」を加える。

別添五十一4・20・4・2・3・及び21・4・2・3・ホ「構造上」を「構造、デザイン及び操作性により」に改める。

別添五十一4・22・4・ホ「取り付けなければならない。」の下に「これによりがたい場合は、輪郭表示再帰反射材を車両の外形の輪郭に可能な限り近くなるように取り付けなければならない。また、再帰反射材は、車両の全長及び幅が特定できるよう、車両の水平寸法に沿って可能な限り等間隔に取り付けるものとする。」を加える。

別添五十一4・22・5・3・１・ただし書ホ「構造上」を「形状、構造、デザイン及び操作性により」に、「2,100㎜」を「2,500㎜」に改める。

別添五十一4・22・6・ホ「その」を「取り付けられた再帰反射材の」に改める。

別添五十一4・22・6・1・2・ホ「15°」を「４°」に改める。

別添五十一4・22・6・2・1・ホ「１mから３m」を「1.0mから1.5m」に改める。

別添五十一4・22・6・2・2・ホ「15°」を「４°」に改める。

別添五十一4・22・7・1・及び4・22・7・2・ホ「取り付けなければならない。」の下に「これによりがたい場合は、車両の外形の輪郭に可能な限り近くなるように取り付けなければならない。」を加える。

別添五十一4・22・8・2・ホ「再帰反射材とする。」の下に「これらによりがたい場合は、車両の外形の輪郭に可能な限り近くなるように取り付けなければならない。」を加える。

別添五十一4・23・9・2・ホ「225,000cd」を「300,000cd」に、「75」を「100」に改める。

別添五十一別紙五ホ「本技術基準4.2.6.1.1.」の下に「及び4.3.6.1.2.」を加える。

別添五十一別紙八を次のように改める。

別紙８

自動車の後面、前面及び側面に備える再帰反射材の視認性

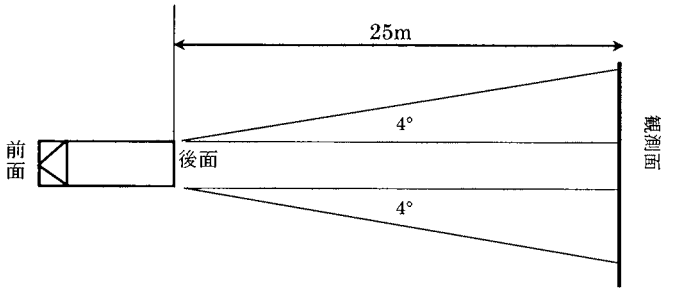



図１

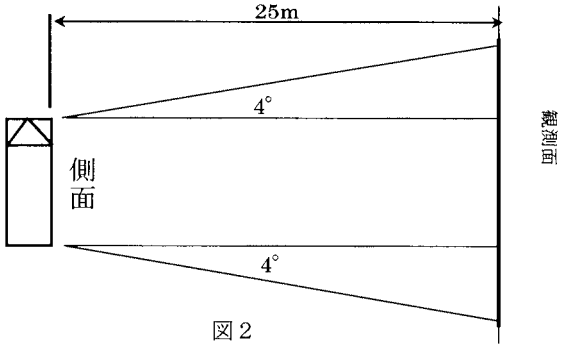



図２